

■「政務活動費の手引」案への協議事項一覧(H29.2.6)

	検討事項	項目	手引改訂案(初校案)の内容	手引案のページ	会議で出された意見①	会議で出された意見②	備考
1	共通按分率の適用について	全般	・政務活動及びそれ以外の議員活動が混在する場合、政務活動1/2 ・政務活動、それ以外の議員活動及び私的活動が混在する場合、政務活動1/4	3	政務活動以外の活動が混在する場合はすべて政務活動1/2		
2	充当の整理期間について	全般	現金主義として支出した年度によって区分整理する	3	原則、現金主義とするが、電気代等については未払い費用として3月31日に計上し、充当することができる(ただし、領収書の発行等が収支報告書提出期限4/30までに間に合うものに限る)		
3	支給方法について	全般	従前どおり、会派2万円、議員28万円	6	全額会派支給	全額議員支給	
4	交付方法について	全般	従前どおり、先払い(4半期ごと)	18	4半期に1回ごと精算払い(事後交付)		
5	視察先への手土産代	調査研究費	社会通念上、適正な範囲内で充当可	10	社会通念上理解を得られにくいので充当不可		
6	調査委託費について	調査研究費	配偶者・三親等以内の親族及び同一生計の者を相手方とする調査委託は認めない	10	配偶者・三親等以内の親族及び同一生計の者及び前記の者が経営する法人を相手方とする調査委託は認めない ※個人だけではなく法人も含めて禁止する		
7	大学院の授業料の充当について何らかの制限を記載する。	調査研究費	記載なし	—	全額充当に疑問を抱く県民もいるので、充当できない又は1/2充当の制限を記載する。	判例で公共政策大学院のような場合は支出が認められている。議員が個別に判断し説明責任を果たす事例と考えるため、案のとおり手引には記載しない	
8	飲食費等について	会議費	会議開催時等の飲食費は認めない。ただし、社会通念上妥当と考えられる茶菓に限り認める	12	会議開催時等の飲食費は認めない。茶菓についても認めない	・会議開催時等の飲食費は認めない。茶菓については1人当たりの上限額を設定し認める	
9	書籍名の記載について	資料購入費	領収書等に書籍名の記載がない場合には、表紙の写し等を添付すること	12	領収書等に書籍名の記載がない場合には、領収書添付用紙の余白に記入するか、大量にわたる場合には一覧を別途作成のうえ添付する		
10	事務所の賃貸料について(個人からの賃貸)	事務所費	自己所有物及び配偶者又は3親等以内の親族、生計を一にしている者の所有物件への充当は認めない	13	自己所有物及び生計を一にしている者の所有物件への充当は認めない (※3親等以内の親族の要件は採用しない)	自己所有物及び生計を一にしている者の所有物件への充当は認めない。生計を一としない親族所有物件への充当は1/2を上限とする。	
11	事務所の賃貸料について(会社からの賃貸)	事務所費	自己、配偶者又は3親等以内の親族、生計を一にしている者の経営する法人の所有物件への充当は認めない	13	議員・もしくは生計を一にしている者が代表者・役員等の場合は充当できないが、宅地建物取引業の許可を得て業としている法人であれば充当することができる	自己所有物及び生計を一にしている者の経営する法人の所有物件への充当は認めない。生計を一としない親族が経営する会社所有物件への充当は1/2を上限とする。	
12	自動車のリース代	事務費	自動車のリース代にかかる経費の按分は ◆私的活動と併用して使用する場合1/4 ◆議員活動専用で使用する場合1/2	14	自動車のリース代にかかる経費の按分は ◆すべて1/2	自動車のリース代は政務活動費に充当しない	
13	備品の定義	事務費	備品は1件当たり購入価格3万円以上の物品とし	14	削除		※備品台帳作成・提出が必要なので備品の何らかの定義が必要です
14	雇用職員の人件費について	人件費	次の場合は県民から不信を招くことのないよう、政務活動費の充当を自粛する。 ◆配偶者、3親等以内の親族及び同一生計者への人件費 ◆自己、配偶者、3親等以内の親族、及び同一生計者が経営する法人職員への人件費	16	・生計を一にする者は、特に県民の誤解を招く恐れがあるので、政務活動費を充当することができない ・自己及び生計を一にする者が経営する法人職員への人件費は充当しない (※3親等以内の親族の要件は採用しない)	・生計を一にする者は、特に県民の誤解を招く恐れがあるので、政務活動費を充当することができない ・自己及び生計を一にする者が経営する法人職員への人件費は充当しない ・生計を一としない親族又はその者が経営する法人職員への人件費充当は1/2を上限とする	
15	雇用状況報告書への添付書類について	人件費	雇用状況報告書に、雇用契約書・賃金台帳・租税関係書類・社会保険関係書類を添付してください	16	雇用状況報告書に、雇用契約書・賃金台帳を添付してください。(租税関係書類と社会保険関係書類は任意提出とする)	雇用状況報告書に、雇用契約書・賃金台帳を添付してください (※任意提出の規定をおくと対応がバラバラになる)	